

一般財団法人水戸市農業公社建設工事及び委託業務の契約事務に関する要項

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、一般財団法人水戸市農業公社の建設工事及び委託業務(以下「工事等」という。)の請負にかかる契約事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水戸市契約規程 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(平成6年4月1日水戸市規程第5号)をいう。
- (2) 建設業法 建設業法(昭和24年法律第100号)をいう。
- (3) 測量法 測量法(昭和24年法律第188号)をいう。
- (4) 建設コンサルタント登録規程 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)をいう。
- (5) 地質調査業者登録規程 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)をいう。
- (6) 補償コンサルタント登録規程 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)をいう。
- (7) 測量法等 測量法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程をいう。
- (8) 独占禁止法 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)をいう。
- (9) 契約 請負契約及び委託契約に係る契約をいう。
- (10) 工事 別表第1工種等一覧表第1項に係るものをいう。
- (11) 委託業務 別表第1工種等一覧表第2項に係るものをいう。
- (12) 工種 別表第1工種等一覧表第1項に係る工事の種別をいう。
- (13) 格付工種 水戸市契約規程を準用し、工種のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事をいう。
- (14) 業種 別表第1工種等一覧表第2項に係る土木建築コンサルタント業等委託業務の種別をいう。
- (15) 工種等 工種及び業種をいう。
- (16) 一般競争入札 条件付一般競争入札をいう。
- (17) 入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (18) 入札参加資格 工事等の入札参加資格をいう。
- (19) 請負 工事等の請負及び委託をいう。
- (20) 請負業者 工事等の請負業者及び委託業者をいう。
- (21) 有資格請負業者 水戸市契約規程第11条の規定により水戸市の入札参加資格を得た者をいう。
- (22) 本社 主たる営業所をいう。
- (23) 市外 水戸市外に本社があることをいう。
- (24) 市内 水戸市内に本社があることをいう。
- (25) 財務会計規程 一般財団法人水戸市農業公社財務会計規程(平成元年12月26日一般財団法人水戸市農業公社規程第4号)をいう。

(26) 入札幹事会 第6章に規定する一般財団法人水戸市農業公社工事等入札審査幹事会をいう。
(契約の方法)

第3条 工事等の契約方式は、工事等の契約方式は、原則として一般競争入札又は指名競争入札の方法をもって行うものとする。ただし、財務会計規程第34条に該当する場合は、随意契約によることができる。

第2章 入札参加資格

(入札参加対象工種等)

第4条 入札の参加対象工種等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業 工事の完成を請け負う営業で、別表第1工種等一覧表第1項に掲げるものをいう。
- (2) 土木建築コンサルタント業等 土木、建築その他これらに類する工事等の設計、監理、調査、企画立案等を請け負う営業で、別表第1工種等一覧表第2項に掲げるものをいう。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加しようとする請負業者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 建設業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- (2) 委託業務にあつては、その営業に関して許可、認可等（以下「許認可」という。）を必要とする場合は、当該許認可を受けていること。
- (3) 国税、茨城県税及び水戸市の市税（納税義務があるものに限る。）を完納していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けた者を除く。

第3章 一般競争入札

(対象工事)

第6条 一般競争入札の対象は、予定価格が1,000万円以上の建設業及び土木建築コンサルタント業等に係る工事等とする。ただし、理事長が特に認める場合はこれによらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、工事の技術的特性、請負業者数等の合理的な理由があるときは、一般競争入札によらないことができる。

(発注形態)

第7条 一般競争入札の発注形態は、請負業者への単独によるものとする。

(条件の設定)

第8条 理事長は、一般競争入札の執行に当たっては、地域的特性、技術的特性、施工実績、配置予定技術者等について条件を付すものとする。

(対象工事の推薦)

第9条 工事を一般競争入札に付そうとするときは、一般競争入札決定伺い(様式第1号)により理事長の承認を得なければならない。

(公告)

第10条 一般競争入札の公告の形式は、様式第2号による。

2 理事長は、一般競争入札の公告をする場合においては、入札の公告期間は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によることとし、公社事務所に掲示して行わなけれ

ばならない。

3 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (2) 入札の日時、場所及び方法に関する事項
- (3) 入札心得及び入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項、設計図書等を示す日時及び場所
- (5) 契約保証金及び契約書作成に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他別に定める入札に必要な事項
(参加申請)

第 11 条 前条の公告により一般競争入札に参加しようとする請負業者は、一般競争入札参加申請書(様式第 3 号)を理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、必要に応じて次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 一般競争入札参加申請資料(様式第 4 号)
- (2) 技術者配置予定表(様式第 5 号)
- (3) 元請としての施工実績表(様式第 6 号)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
(参加申請の審査)

第 12 条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、参加の適否を決定し、一般競争入札参加申請承認通知書(様式第 7 号)又は一般競争入札参加申請却下通知書(様式第 8 号)により当該申請をした請負業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が支障ないと認めるときは、一般競争入札参加申請の審査を一般競争入札の執行後に行い、前項の通知を省略することができる。

(予定価格の公表)

第 13 条 理事長は、建設業及び土木建築コンサルタント業等に係る工事等の一般競争入札を執行するときは、あらかじめ当該工事等の予定価格を公表するものとする。

(予定価格)

第 14 条 理事長は、入札に付する事項の価格をその事項に関する設計書、仕様書等によって予定し、その予定価格を入札(見積)予定価格調書(様式第 9 号)に記載して密封し、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、入札前にその予定価格を公表したときは、この限りでない。

2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う事項に係る契約にあっては、その単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、入札に付する事業に係る実例価格、需要の状況、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第 15 条 一般競争入札者は、入札書を作成し、理事長が定める期日又は期間内に理事長に提出しなければならない。この場合において、当該期日又は期間内に入札書が到着しなかったものについては、入札がなかったものとみなす。

2 前項の規定による入札書の提出は、次の各号に掲げる方法のうち、理事長が一般競争入札ごとに指定する方法によらなければならない。

- (1) 持参による方法

(2) 郵送による方法

- 3 一般競争入札代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 4 前項に規定する一般競争入札代理人は、同一入札において2以上の者の代理人となることができない。
- 5 一般競争入札者は、同一入札において他の一般競争入札者の代理人となることができない。

(開札)

第16条 理事長は、2名以上の理事立ち会いのもとに開札するものとする。

- 2 理事長は、秩序の維持に支障があると認めるときは入札者の退場を求めることができるとし、退場を命じられた入札者は入札辞退として扱う。

(無効の入札)

第17条 無効とする入札は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入札について不正の行為があったとき。
- (2) 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき、又は入札書に記名押印がないとき。
- (3) 入札書を2通以上提出したとき。
- (4) 他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をしたとき。
- (5) その他この規則で定める事項又は別に定める事項に違反したとき。

(再度入札)

第18条 理事長は、入札書を開札した場合において、入札した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札者の決定等)

第19条 理事長は、入札書の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合においては、本要項において準用する地方自治法施行令第167条の9から第167条の10の2までの規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札した者を、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

- 2 理事長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者又は落札者の代理人に通知しなければならない。
- 3 落札者は、前項の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。

(落札保留の措置)

第20条 理事長は、工事に係る一般競争入札を執行した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした入札参加者の当該最低の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札参加者の落札を保留するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により落札を保留したときは、当該入札参加者に当該最低の価格に係る積算資料を提出させ、その内容を審査するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による審査の結果、入札参加者が契約の内容に適合した履行ができると認めるときは落札の決定をし、契約の内容に適合した履行ができないと認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の入札参加者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- 4 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一般競争入札参加辞退の自由)

第21条 第11条の規定により一般競争入札の参加の申請をした請負業者は、当該一般競争入札に

参加しないことができる。この場合において、当該請負業者は、当該一般競争入札の執行前までに文書によりその旨を申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定により請負業者から一般競争入札に参加しない旨の申出があったときは、当該請負業者に対して不利益を与えてはならない。

(談合情報の措置)

第 22 条 理事長は、一般競争入札の執行前において、一般競争入札の参加の申請をした請負業者(事業者団体を含む。以下この条において同じ。)が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に抵触する行為をしたとの情報があったときは、当該請負業者から事情聴取をし、かつ、当該行為がない旨の誓約書(様式第 10 号)を提出させてからでなければ当該一般競争入札を執行してはならない。

(入札保証金の還付等)

第 23 条 理事長は、入札に当たり、入札保証金を徴した場合においては、入札終了後、直ちに一般競争入札者に還付しなければならない。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(結果の公開)

第 24 条 理事長は、一般競争入札の執行の結果を公開しなければならない。

(参加申請の却下等の理由の開示)

第 25 条 理事長は、第 12 条の規定により参加申請を却下された請負業者から、却下の理由の開示を求められたときは、速やかに文書により回答しなければならない。

第 4 章 指名競争入札

(指名選定)

第 26 条 理事長は、請負業者を工事等に指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項について留意するとともに、特定の請負業者に偏らないように配慮しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事等の成績
- (4) 技術者の状況
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 工事等についての技術的特性

(重複指名選定)

第 27 条 理事長は、入札の執行を同日に行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部の請負業者を重複して指名することができる。

- (1) 工事等を分割して発注する必要があるとき。
- (2) 第 27 条第 1 項に掲げる指名選定の基準に照らし適当と認める請負業者が少数のため、重複して指名する必要があるとき。

2 理事長は、前項の規定を適用する場合の指名競争入札の指名通知及び執行に当たっては、「本工事等の指名は、分割発注等に係る指名であり、落札者(随意契約を含む。以下この条において同じ。)は、同日に執行する他の分割工事等に係る指名競争入札に参加できない。」旨の条件を付さなければならない。

3 理事長は、1 年以内に工事等を分割して発注する場合において、当該分割した工事等(以下「分割工事等」という。)の入札の執行を同日に行うことができないときは、先に実施した分割工事等

の落札者を他の分割工事等の指名から除外することができる。

(指名選定の請負業者数)

第 28 条 指名選定する請負業者数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。ただし、工事等の技術的特性その他の理由により請負業者が限定される場合は、これによらないことができる。

契約予定金額	請負業者数
8,000 万円以上	16
6,000 万円以上 8,000 万円未満	15
4,000 万円以上 6,000 万円未満	14
2,000 万円以上 4,000 万円未満	12
850 万円以上 2,000 万円未満	11
550 万円以上 850 万円未満	10
265 万円以上 550 万円未満	8
130 万円（委託業務にあつては、50 万円）を超え 265 万円未満	7

(指名選定の通知)

第 29 条 理事長は、請負業者を契約予定金額 300 万円以上の工事等の指名競争入札に指名するときは、あらかじめ入札幹事会の承認を得ることとし、指名競争入札指名通知書（様式第 11 号）により当該指名された請負業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により入札の通知をする場合は、入札期日の前日から起算して 7 日前までに行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を 3 日前までに短縮することができる。

(一般競争入札の規定の準用)

第 30 条 第 7 条の規定は指名競争入札の発注形態について、準用する。

2 第 10 条第 4 項及び第 14 条から第 25 条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第 15 条第 2 項中「第 10 条の規定による公告」とあるのは、「第 30 条第 1 項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第 5 章 随意契約

(随意契約の基準)

第 31 条 財務会計規程第 34 条に規定するもののほか、随意契約については、この章に規定するところによる。

(発注形態)

第 32 条 随意契約の発注形態は、単独とする。

(競争入札に適さない場合)

第 33 条 財務会計規程第 34 条に規定する契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げる工事等で、特殊な技術、機器、設備、資格等を必要とし、かつ、請負業者（特定建設工事共同企業体を含む。以下この章において同じ。）が特定されるもの

ア 特殊工法、特殊技術等を用いる必要があるもの

イ 学術、芸術文化等極めて特殊な知識、技能等が要求されるもの

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるもの

エ 電気、ガス等法令の規定により契約の相手方が特定されるもの

(2) 次に掲げる工事等で、施行上の経験若しくは知識又は現場の状況に精通している請負業者に請負をさせる必要があるもの

ア 本施行に先立つ試験的な施行の結果、試験的に施行した請負業者に請負をさせる必要があるもの

イ 既存設備、成果品等と密接不可分の関係にあるため、同一の請負業者に請負をさせなければ既存設備、成果品等に著しい支障が生じるもの

ウ 埋蔵文化財等の調査で、特殊な技術又は手法を用いるもの

(3) 国、県等の公共団体又は公共的団体に請負をさせる必要があるもの

(不利と認められる場合)

第 34 条 財務会計規程第 34 条に規定する緊急の必要により競争入札に付すことが不利と認められる場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 非常災害に伴い応急工事等をする必要があるもの

(2) 災害の未然防止のための応急工事等をする必要があるもの

(3) 電気、機械等の故障に伴い緊急に復旧工事等をする必要があるもの

(4) 次に掲げる工事等で、現に契約履行中の請負業者に履行させることが履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができる等有利と認められるもの

ア 事情変化により追加する工事等

イ 本体と密接に関連する付帯的な工事等

(5) 次に掲げる工事等で、前工事等の請負業者に施行させることが履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができる等有利と認められるもの

ア 前工事等と後工事等が一体の構造物等（一体として機能するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事等と後工事等を施行する請負業者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が特定できない等密接不可分の関係にあるため、一貫した施行が技術的に必要とされる当該後工事等

イ 前工事等と後工事等が密接な関係にあり、かつ、前工事等で施行した仮設物等が引き続き使用される後工事等（後工事等に直接関連する仮設物等で、履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができるものに限る。）

(6) 他の発注者に係る施行中の工事等と交錯する箇所での工事等で、当該工事等の請負業者に施行させることが履行期間の短縮及び経費の節減に加えて工事等の安全適切な施行を確保するうえで有利と認められるもの

(7) 請負業者が工事等の施行に必要な機材等を現場等に多量に保有するため、当該請負業者と随意契約することが入札に付すよりも著しく有利な価格で契約することができると認められるもの

(8) 特殊な機材等を利用することにより、著しく有利な価格で契約を締結することができると認められるもの

(相手方の決定)

第 35 条 理事長は、第 31 条から第 34 条の規定により随意契約をしようとする場合は、入札幹事会に諮り、随意契約の相手方を決定する。

(随意契約理由書の作成)

第 36 条 理事長は、第 31 条から第 34 条までの規定により随意契約をしようとするときは、随意契約理由書（様式第 12 号）を作成しなければならない。

(見積合わせの回数)

第 37 条 随意契約する場合の見積合わせの回数は、3 以内とする。

(随意契約の予定価格)

第 38 条 随意契約による予定価格は、見積合わせに付する事項の価格をその事項に関する設計書、仕様書等を基準に理事長が決定するものとする。

2 理事長は、随意契約をしようとする場合において、執行決定伺票の執行予定金額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未滿のときは、当該執行予定金額を予定価格とみなして予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 工事 50 万円

(2) 委託業務 20 万円

(一般競争入札の規定の準用)

第 39 条 理事長は、随意契約による契約の相手方を決定した場合は、第 14 条から第 24 条までの規定に準じて手続きを行うものとする。この場合において、「入札」は「見積合わせ」、「入札書」は「見積書」と読み替えるものとする。

2 第 21 条の規定は随意契約の見積合わせの参加辞退について、第 22 条の規定は随意契約における談合情報の措置について、第 24 条の規定は随意契約の執行の経過及び結果の公開について、第 29 条の規定は随意契約における見積合わせの指名通知について、それぞれ準用する。

第 6 章 入札幹事会

(入札幹事会)

第 40 条 入札幹事会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、一般財団法人水戸市農業公社専務理事をもって充てる。

3 委員には、一般財団法人水戸市農業公社幹事のうち次のものをもって組織する。

水戸市産業経済部農政課長、農業環境整備課長、農産振興課長、公設地方卸売市場次長、
農業委員会事務局次長

(入札幹事会の役割)

第 41 条 入札幹事会は、次の各号に掲げる事項について審査等を行う。

(1) 一般競争入札対象工事の選定及び条件付き内容の審査並びに参加申請の承認及び却下に関する
こと。

(2) 指名競争入札に係る請負業者の指名選定に関すること。

(3) 第 5 章に規定する随意契約の適否の審査及び請負業者の指名選定に関すること。

(4) 第 7 章に規定する参考見積徴取の適否の審査及び請負業者の指名選定に関すること。

(5) 第 20 条第 2 項の規定による審査及び同条第 3 項の規定による落札の決定に関すること。

(6) その他入札幹事会が必要と認める事項に関すること。

(持回り審査)

第 42 条 理事長は、入札幹事会を開催するいとまがないとき、又は軽易な事案で会議に付す必要がないと認めるときは、持回り審査により前条に係る審査に代えることができる。

第 7 章 参考見積り徴取

(参考見積の徴取)

第 43 条 理事長は、工事等の設計金額を算出するため必要があると認めるときは、請負業者から参

考見積りを徴取することができる。

- 2 前項の規定により参考見積りを徴取する場合は、水戸市契約規程に準拠し、契約予定金額に応じ必要な業者数から徴取しなければならない。ただし、事情により必要な数に満たない場合はこの限りでない。
- 3 前項の規定による請負業者数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

契約予定金額	見積徴取業者数
6,000 万円以上	6
2,000 万円以上 6,000 万円未満	5
550 万円以上 2,000 万円未満	4
130 万円(委託業務にあつては、50 万円)を超え 550 万円未満	3

第9章 契約の締結及び履行

(契約の締結)

第44条 理事長は、落札者または随意契約の相手方を決定したときは、その通知をした日から5日以内に契約を締結しなければならない。

- 2 前項の契約書等の内容及び書式については、入札幹事会で定める。

(契約の履行の確保)

第45条 理事長は、受注者に契約書に定めた事項を忠実に履行させなければならない。

- 2 理事長は、契約書で定めたとおり受注者に履行させるため、理事長の指名した者に監督及び検査等を行わせることができる。

第10章 入札参加資格停止

(入札参加資格停止)

第46条 理事長は、水戸市により入札参加資格を停止された有資格請負業者が工事の一般競争入札の参加申請の承認または工事等の指名競争入札に指名されているときは、これらを取り消さなければならない。

第11章 雑 則

(委任)

第47条 この要項に定めるもののほか、工事等にかかる契約をするために必要な事項は入札幹事会の議決により定める。

付 則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工種等一覧表

1 建設業

1	土木	2	建築	3	大工
4	左官	5	とび・土工・コンクリート	6	石
7	屋根	8	電気	9	管
10	タイル・れんが・ブロック	11	鋼構造物	12	鉄筋
13	舗装	14	しゅんせつ	15	板金
16	ガラス	17	塗装	18	防水
19	内装仕上	20	機械器具設置	21	熱絶縁
22	電気通信	23	造園	24	さく井
25	建具	26	水道施設	27	消防施設
28	清掃施設	29	解体		

注 それぞれの工事業を示す。

2 土木建築コンサルタント業等

31	測量	測量一般，地図の調整，航空測量，その他			
32	土木関係建設 コンサルタント	土質及び基礎，鋼構造及びコンクリート，河川砂防及び海岸，発電土木，道路，トンネル，施工計画及び施工設備，建設機械，下水道，造園，その他			
33	建築関係建設 コンサルタント	建築一般			
		専門	意匠，構造，冷暖房，衛生，電気，建築積算，機械設備積算，電気設備積算，調査，その他		
34	補償関係建設 コンサルタント	物件・権利調査，事業関連調査，登記手続，その他			
35	地質調査				
36	その他				